



年不詳十一月七日付け仙石忠政書状（仙石家17―10号）

返々、ひさくにて  
やかてく、あい可  
申事、うれ  
しき、く、  
申すはおろかにて候、  
いそきさうく  
申候、かしく、

- 一、 わさと見まひ  
として人を遣候、  
一、 貴殿事そくさい  
にて候や、承度候、  
一、 我々事、何事  
なく候間、こころ  
やすく候べく候、  
此はう此月中に  
ひま明、らい月  
はしめには此方  
たち候て、可参候間、  
今すこしにて候、  
せつかくまち申  
さるべく候、むかいの  
とき、さるをとも  
つれ候て、まち  
申候、  
一、 こせうの事、  
はやたつね出し候間、  
さきへつかはし  
可申候、  
一、 いぬは、我々こし候  
とき、つれ候て  
可参候、

一、もち卅、なまかも  
二つ、貴殿へつかはし候、  
しやうくわん候べく候、  
一、此ほときたり候いろ  
は、み申候、見事さ  
申はかりなく候、  
大けいく、  
かしく、

兵太

十一月七日忠政（花押）

（政勝）

まん千代殿

まいる